

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 5 日

各都道府県水道行政担当部（局） 殿
各国土交通大臣認可 { 水 道 事 業 者 } 殿
 { 水道用水供給事業者 }
国設専用水道の設置者 殿
（各地方整備局等水道担当経由）

国土交通省水管理・国土保全局
水道事業課水道計画指導室

「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第一版）」の
送付について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を頂き御礼申し上げます。

水道における情報セキュリティ対策につきましては、平成 31 年 3 月 29 日付け薬生水発 0329 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知により、「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第四版）」を送付し、適切な情報セキュリティ対策を実施していただくよう依頼したところです。

以降、政府のサイバーセキュリティ戦略本部におきまして、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」や「重要インフラのサイバーセキュリティに係る安全基準等策定指針」等が策定されたことを踏まえ、「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第四版）」を抜本的に見直して「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン（第一版）」を策定しましたので送付します。

つきましては、国土交通大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに国設専用水道の設置者におきましては、本ガイドラインを参考に、引き続き情報セキュリティ対策の徹底をお願いいたします。また、都道府県におきましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者（国設専用水道の設置者を除く。）に対して、本ガイドラインを参考に、引き続き情報セキュリティ対策を徹底するよう周知をお願いいたします。

なお、本事務連絡の発出に伴い、「水道分野における情報セキュリティガイドライン（第四版）」は廃止します。

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室

池本、青木、明渡

E-MAIL hqt-suidoucyber@ki.mlit.go.jp

TEL 代表 03-5253-8111(内線 34432、34438、34439)